

海外経済要録

国際機関

◆ IMF総務会暫定委員会コミュニケを発表

IMF総務会暫定委員会は9月26日～27日、ワシントンにおいて第17回の会合を開催、以下のコミュニケを発表した。

1. 国際通貨基金(IMF)総務会暫定委員会は、1981年9月26日～27日ワシントンにおいて、アラン・J・マッケン・カナダ副首相兼大蔵大臣を議長として、第17回会合を開催した。本会合にはジャック・ド・ラロシェールIMF専務理事が参加したほか、G・D・アルセニスUNCTAD通貨・金融・開発部長、A・W・クローセン世界銀行総裁、ハンス・E・カストフト開発委員会事務局長、ウィリアム・B・ケリー・Jr・ガット事務局次長、エミール・ヴァン・レネップOECD事務総長、フリッツ・ロイトヴィラー・スイス中央銀行総裁、フランシス・ザビエル・オルトリECA委員会副委員長、ジャン・リペール国連国際経済社会問題担当事務局次長、サイラス・ササンポールOPEC国際通貨金融部長およびG・シェライミンガーBIS総支配人が出席した。

2. 委員会は、世界経済見通しおよび多くの国が現在直面している困難な状況に適した政策について討議した。関心は、高インフレ、低成長ないしマイナス成長とこれに伴う失業の増加、大幅な国際収支不均衡、高金利、および主要国の為替相場の激しい変動の問題に集った。委員会は、これら主なる経済上の困難が根深いものであるため、対内・対外両面の不均衡の調整をねらった政策を、長期間にわたって断固として実施する必要があるということを合意した。

委員会は、金利の低下、生産性を上げるための投資促進、経済成長率の上昇、雇用の拡大等を目的としたインフレ抑制策の堅持に明確な優先順位を引続き与えた。委員会は、インフレ改善の兆しが現れてはいるものの、インフレ抑制の努力を緩和すべきではないと確信した。名目総需要を時期尚早にもかかわらず拡大させた場合には、失業問題の解決をみず、また満足すべき実質成長率を持続できないまま、インフレがさらに加速することにもなりかねない。

委員会は、名目総需要の伸びの抑制が必要とされるが、そのためには、財政政策と金融政策を適切に組合わせていくべきであると勧奨した。また通貨総量の伸びを

着実かつ注意深く抑制することの重要性を強調した。さらに通貨総量の伸びを抑制するにあたっては、整合的な財政政策—多くの国では財政赤字の縮小を含む一を同時に実施し、金融政策の効果を一段と支持する必要性がある点をとくに強調した。

委員会は、供給面の諸問題に向けられた政策により、慎重な総需要管理政策を支持ないし補完すべきであると強調した。これに関連した政策手段としては、既存の硬直性・非効率性の除去、貯蓄や投資の促進ないしこれらの阻害要因の除去、新エネルギー源の開発ないしエネルギーのより効率的な利用促進等が含まれる。委員会は、労働力の移動および再訓練の促進政策がとくに重要であると指摘した。

委員会は、とくに、貿易自由化よりも保護貿易に傾斜している現状を引き継ぎ憂慮した。委員会は、保護貿易政策は、資源配分における硬直性を温存させがちであり、失業問題を恒久的に解決しないので、近視眼的であると警告した。委員会は、保護貿易措置に訴えることは、生産性の向上とインフレ抑制の障害となるのみならず、世界貿易拡大の機会とそれにより開発途上国への受け利益拡大の機会を奪うものであると指摘した。また、差別を受けることなく金融市场に参加できることも不可欠な条件であり、かかる条件を維持すべきである。

国際収支不均衡に関し、委員会は、とくに非産油開発途上国の調整およびファイナンス問題について懸念を表明した。委員会は、非産油開発途上国全体の経常収支赤字が1978年の380億ドルから1980年の830億ドル(推定)に急増したのは、主に対外情勢がこれらの国に不利に働いたためであることを認識した。このような情勢としては、先進工業世界の景気後退が開発途上国の輸出に与えた影響、石油価格上昇を含む交易条件の悪化、および主要金融市场における金利の急上昇が含まれる。委員会は、このような対外情勢が公的開発援助の限られた増加と相まって、多くの開発途上国の対外的な購買力に深刻な影響を与え、輸入の伸びを急速に鈍化させ、開発のペースを遅らせている点に留意した。

委員会は、これ以上続けることのできない現在の経常収支不均衡を改善するためには、強力かつ包括的な調整政策がとられる必要があることを強調した。委員会は、多くの開発途上国が自らをとりまいている厳しい対外情勢にすでにかなりの適応をみてきているものの、さらに適応を進める必要があることを認識した。いくつかの国においては、とくに低所得国にあっては、追加的な輸入のファイナンスができないことから、調整政策をとることを余儀なくされた。対外調整計画は、多くの国で採

用されつつあり、そうした計画のかなりの数のものは IMF の資金利用取極めにより支援されている。

3. 委員会は、国際収支調整の促進における IMF の役割的重要性を強調するとともに、高次クレジット・トランシェによって IMF 資金を利用している加盟国が効果的な調整計画を実施するよう IMF が主として強調してきたことを強く支持した。現在の状況下にあっては、ある種の構造的な国際収支不均衡は、拡大信用供与取極めを通じて IMF 資金の利用に依存していく必要があるとの認識がなされた。

4. 委員会は、国際収支および為替政策に関する監視をすべての加盟国に対し一様にかつバランスをとって IMF が効果的に実施する必要性を強調した。

5. 委員会は、IMF が基本的な活動資金源をクォータに基づく出資金に依存すべきであるとの原則を再確認し、クォータの第 8 次一般見直しが促進されるべきであると合意した。とくに、かなり多くの加盟国のクォータが世界経済に占めるこれら各国の相対的地位を反映していない点に留意しつつ、委員会は、IMF の全般的な拡大の過程で生じた事態を是正するためクォータの第 8 次一般見直しの機会を利用すべきであることを再確認した。

6. 委員会は、少なからぬ加盟国の通貨当局との間で借入取極めがさらに締結されたことを歓迎した。委員会は、対外ポジションの良好な加盟国と IMF が中期借入取極めを行うよう引き続き努力すべきであると考るとともに、最近締結された短期借入取極めの線に沿い、IMF が加盟国通貨当局との間で短期借入取極めをさらに締結することを意図している点を支持した。民間市場で IMF が借入を行う可能性に関し、委員会は、IMF の貸付約定および利用可能資金の推移にかんがみて、この可能性を保持しておくべきであることを再確認した。

7. 委員会は、低所得加盟国による補完的融資制度の利用コスト引下げの目的で昨年 12 月に設立された同利子補給勘定に対する拠出をすでに実行し、または約束した幾つかの国に対して感謝の意を表明した。委員会は、同勘定への拠出を行いうる状況の加盟国に対し、早い時期に拠出を行うよう重ねて要請した。

8. 委員会は、現時点においてさらに SDR を配分すべきかどうかについての検討を理事会が継続することを強く要請した。委員会は、その際、第 3 基本期間に延長し、1978 年に決定した配分比率を継続するという提案も含めて検討すべきであると勧告した。

9. 委員会は、フィンランド政府の招請に応じ、次回会合を 1982 年 5 月 12 日～13 日にフィンランドのヘルシンキ

で開催することに合意した。

米州諸国

◆米国、公定歩合の高率適用制度の適用金利を引下げ

1. 連邦準備制度理事会は 9 月 21 日、傘下 12 連銀が公定歩合の高率適用制度の適用金利を公定歩合の 4 % 高から 3 % 高(適用後の公定歩合は 17 %) に引下げ(注)、翌 22 日より実施することを承認するとともに、10 月 1 日以降高率適用条件を若干変更する旨発表した。

適用条件の変更

	改正前	改正後*
対象金融機関	預金量 5 億ドル以上の預金取扱い金融機関で、当該四半期中に連銀借入を① 2 週間以上連續、ないしは② 通常 4 週間以上行った先	預金量 5 億ドル以上の預金取扱い金融機関で、借入を行いう週を含め最近 13 週間の間に連銀借入を① 2 週間以上連續、ないしは② 通常 4 週間以上行った先

* 10 月 1 日より始まる報告週より適用。

2. さらに同理事会は 10 月 9 日、傘下 12 連銀が公定歩合の高率適用制度の適用金利を 1 % 引下げて公定歩合の 2 % 高(適用後の公定歩合は 16 %) とし(注)、10 月 13 日より実施することを承認した旨発表した。

3. 上記両措置に関し、同理事会はいずれも「最近の短期市場金利の低下に対応した技術的調整であり、金融引き締め政策を維持していく範囲内でとられたもの」とコメントしている。

(注) 高率適用金利の推移

80 年 3 月 17 日新規導入(公定歩合の 3 % 高)	
5 月 7 日撤廃	
11 月 17 日再導入(同)	2 % 高)
12 月 5 日引上げ(同)	3 % 高)
81 年 5 月 5 日 " (同)	4 % 高)
9 月 22 日引下げ(同)	3 % 高)
10 月 13 日 " (同)	2 % 高)

◆米国、預金取扱い金融機関規制廃止委員会、貯蓄預金の金利上限引上げ等を決定

標記規制廃止委員会(Depository Institutions Deregulation Committee) は 9 月 22 日、連邦免許の預金取扱い金融機関に対し、① 貯蓄預金の金利上限引上げ、② 付利自由な年金勘定の導入、③ 6 か月もの T B 金利基準定期預金(略称 MMC) の付利方式追加を認める旨決定した。

具体的な措置の内容は次のとおり。

1. 貯蓄預金の金利上限引上げ

貯蓄預金(passbook savings accounts)の金利上限を、本年11月1日から0.5%引上げ、商業銀行については5.75%(従来5.25%)、貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行については6.0%(同5.5%)とする。

2. 付利自由の年金勘定の導入

本年12月1日より、金利上限規制を受けず、付利自由な期間1年半以上の年金勘定(個人年金勘定<individual retirement accounts>および自家営業者年金勘定<Keogh plan retirement accounts>)(注)の導入を認める(従

來の年金勘定の金利上限<期間3年以上のものについて8.0%>は停止)。なお、從来の年金勘定から新年金勘定への資金シフトに対してはペナルティを課さない。

3. MMCの付利方式追加

財務省が毎月曜日に発表する6か月ものTB平均入札金利を基準とする従来の方式に加え、本年11月1日より、同金利の4週間移動平均を基準とする新たな付利方式を認める(これにより、金利下降局面では従来の方法による場合よりも高い金利を設定することが可能になる)。

(注) 個人年金勘定、自家営業者年金勘定は、企業等による年金制

預・貯 金 金 利 の 上 限 一 覧

(年利、%)

		商 業 銀 行	貯 蓄 金 融 機 関
貯 蓄 預 金 N O W 勘 定		5.25→5.75<今回決定、11月1日から> 5.25	5.5→6.0 <今回決定、11月1日から> 5.25
定期預金(1口10万ドル未満)(注1)			
14日以上	90日未満	5.25	—
90日以上	1年未満	5.75	6.0
1年以上	2年未満	6.0	6.5
2年半以上	4年未満	6.5	6.75
4年以上	6年未満	7.25	7.5
6年以上	8年未満	7.5	7.75
8年以上	以 上	7.75	8.0
公 的 機 関		8.0	8.0
年 金 勘 定		8.0(3年以上)→停止(1年半以上) <今回決定、12月1日から>	8.0(3年以上)→停止(1年半以上) <今回決定、12月1日から>
TB金利基準定期預金(MMC、期間6か月)	TB金利(注2) 8.75以上 8.5以上8.75未満 7.5以上8.5未満 7.25以上7.5未満 7.25未満	TB金利+0.25 TB金利+0.25 TB金利+0.25 7.75 7.75	TB金利+0.25 9.0 TB金利+0.5 TB金利+0.5 7.75
財務省証券金利基準定期預金(SSC、期間2年半以上4年未満)	TN金利(注3) 9.5以上 9.5未満	TN金利-0.25 9.25	TN金利 9.5

(注1) 規制廃止委員会が本年6月25日に発表した預金金利規制廃止スケジュールによれば、本年8月1日以降、期間4年以上の定期預金の金利上限を撤廃する予定になっていた(7月号「要録」参照)。これに対し、全米貯蓄貸付組合協会(The United States League of Savings Associations)が、同措置の実施により期間4年以上の定期預金について商業銀行と貯蓄金融機関の金利格差(0.25%)が撤廃されるのは違法であるとして、ワシントン特別区連邦地裁に提訴していたが、7月30日、同連邦地裁は、規制廃止委員会には「80年金融制度改革法」に定められた86年3月31日までに議会の承認なく商業銀行と貯蓄金融機関の金利格差を撤廃する権限はないとして、同措置の差止めを命じた。このため、目下のところ期間4年以上の定期預金についても金利上限が存続している。なお、同連邦地裁は、財務省証券金利基準定期預金(略称SSC)の固定上限金利(商業銀行11.75%、貯蓄金融機関12.0%)の撤廃(7月号「要録」参照)については差支えないとの見解を表明している(8月1日撤廃)。

(注2) 基準となるTB金利は、財務省が毎月曜日に発表する6か月ものTB平均入札金利、または同金利の4週間移動平均(今回追加決定)。

(注3) 基準となる財務省証券金利は、財務省が当該週月曜日に発表する同日までの5営業日間における残存期間2年半もの財務省証券の平均市場金利。

度に非加入の雇用者・自家営業者の年金貯蓄を奨励するためには設けられた勘定で、同勘定への拠出額が所得税の課税控除対象とされるという特典を与えられている(詳細は52年9月号「要録」参照)。

◇米国、全国信用組合機構理事会、組合員出資金勘定の金利上限引上げ等を決定

全国信用組合機構(National Credit Union Administration)理事会は規制廃止委員会の貯蓄預金金利の上限引上げ決定に追随し、9月24日、傘下の連邦免許信用組合に対し、①組合員出資金勘定(share drafts accounts、貯蓄預金に相当)の金利上限を引上げる(7%→12%、10月1日実施)とともに、②付利自由な年金勘定の導入(期間制限なし、11月1日より)、③MMCの付利方式追加(6か月ものTB平均入札金利の4週間移動平均を基準とする方式を追加)を認める旨決定したと発表した。

◇米国、国庫債務臨時限度額を引上げ

レーガン大統領は9月30日、9月末に期限切れとなる国庫債務臨時限度額を82年9月30日までの期限付きで、現行の5,850億ドル(本年2月設定)から6,798億ドル(永久限度額4,000億ドルを含めた総限度額は10,798億ドル)に引上げる法律に署名した。

◇レーガン大統領、歳出の追加削減措置等を発表

レーガン大統領は9月24日、歳出の追加削減を中心とした新たな財政計画を発表した。本計画は高金利持続による国債利払い費の増加や社会保障費支出の増加等から、現行のままでは82年度財政赤字が本年7月の政府見通し(425億ドル、8月号「要録」参照)を大幅に上回り、また84年度までに大統領公約の財政均衡化を実現することが不可能と見込まれるに至ったため、提唱されたものである(第1表)。本計画の特色としては、これまで歳出削減対象の聖域とされていた国防予算のカットや社会保障制度の一部見直しに着手したことが挙げられる。

本計画の具体的な内容は次のとおり。

- 新たに提案された歳出削減および歳入増措置等
 - 82年度の非国防予算(注1)の一率12%削減(82年度84億ドル。なお本措置により83年度、84年度についてもそれぞれ53億ドル、38億ドルの削減効果を見込んでいる)。

(注1) 国防、退役軍人医療、移民関係予算を除く政府各省庁予算。
 - 国防予算の削減(82年度20億ドル、83年度50億ドル、84年度60億ドルの削減。ただし軍事教育・訓練費、戦略兵器の増強分等を除く)。

(注2) 各種社会保障制度(Social Security制度)(注2)＜わが

(第1表)

財政収支見通し

(億ドル)

		1982 年度	1983 年度	1984 年度
歳 入	現 行 予 算	6,632	7,061	7,600
	増 税 提 案 額	30	80	110
	修 正 歳 入	6,662	7,141	7,710
	前 年 度 比(%)	10.0	7.2	8.0
歳 出	現 行 予 算	7,223	7,690	8,188
	歳 出 削 減 提 案 額	130	320	478
	具体的な歳出削減提案額	130	203	248
	一律 12% の 削 減 分 (除く国防関係予算)	84	53	38
歳 出	國 防 予 算 の 削 減	20	50	60
	各 種 社 会 扶 助 制 度 の 見 直 し	26	100	150
	追 加 を 予 定 さ れ て い る 歳 出 削 減 額	0	117	230
	修 正 歳 出	7,093	7,370	7,710
修 正 後 の 収 支 じ り	前 年 度 比(%)	7.3	3.9	4.6
	現 行 予 算 収 支 じ り	△ 431	△ 229	0
	年 央 予 算 改 訂 収 支 じ り(7月)	△ 425	△ 229	5

現行予算とは今回提案がなかった場合の歳出入見通し(7月時点の見通しを現時点で見直したもの)。

国の厚生年金制度に相当>に含まれていない医療扶助、フード・スタンプ<Food Stamps>、学校給食補助、住宅費援助等の支給基準などの全面的な見直し(82年度26億ドル、83年度100億ドル、84年度150億ドルの削減)。

(注2) なお Social Security制度の見直しを今後検討すべく特別作業班の新設を提唱。

- 不必要的税優遇措置の廃止や見直し(エネルギー関係の税優遇措置など)、ならびに徴税強化などにより増収を図る(82年度30億ドル、83年度80億ドル、84年度110億ドルの増収)。
- 金融市场を圧迫する一因となっている連邦融資保証の削減(82年度210億ドル削減、83、84年度の追加削減も検討中(注3))。

(注3) これらの融資保証は政府が直接支出するものではないため、直接的には歳出削減として計上されない。

- 再提案(注4)された歳出削減および歳入増措置

- (1) 連邦公務員数の削減(82~84年度累計で公務員の6.5%に相当する75千人削減、ただし国防関係公務員は対象外)。
- (2) エネルギー、教育両省の廃止ならびに重複した委員会、部局の改廃。
- (3) 各種使用料、手数料の引上げ(港湾・運河などの使用料やパイロット・ライセンスなどの手数料の引上げ)。

(注4) 経済再建計画(4月号「要録」参照)に基づいて3月に提案されたが、議会で認められなかったため、再度その実施を提案したもの。なお本措置による歳出削減、歳入増の効果はすでに7月の時点の見通しを現時点で見直した現行予算に織り込まれている。

3. 今後予定されている歳出削減措置

先行き上記措置に加え、83年度に117億ドル、84年度に230億ドルの新たな歳出削減措置を講じる(82年1月の予算教書で具体的に提案する予定)。

◇カナダ、石油・天然ガスの価格、課税等に関する連邦政府とアルバータ州政府間の合意成立

カナダでは、国家エネルギー計画(昨年10月発表、55年11月号「要録」参照)に基づく石油・天然ガスの価格引上げ、増税措置等に対し、産油州のアルバータ州(国産石油の約9割を生産)が石油減産を行うなど強硬に反対していたが、9月1日、同州と連邦政府との間で合意が成立した。本合意(有効期間:81年9/1~86年末)は、同州の意向を入れ国家エネルギー計画を上回る石油・天然ガス価格の引上げを決めた一方、石油増収税を新設したこと等が特色である。

主な内容は次のとおり。

(1) 石油・天然ガス価格の引上げ

イ. 石油価格の引上げ(二重価格制を導入)

石油の井戸元価格をオールド・オイル(1980年末までに発見された油田から生産される石油)価格とニュー・オイル(81年以降に発見された油田から生産される石油、合成石油等)価格の2本建てとする。オールド・オイル価格は、現行の1バレル当たり18.75カナダ・ドルを10月1日に2.50カナダ・ドル引上げて同21.25カナダ・ドルとする。さらに82年は1月および7月に各々2.25カナダ・ドル引上げ、83~86年は毎年各々1月および7月に4カナダ・ドル引上げる(この結果、86年7月の価格は1バレル当たり57.75カナダ・ドルとなる)。ただし、オールド・オイル価格は輸入石油価格の75%を超えないものとする。他方、ニュー・オイル価格は、82年1月に1バレル当たり45.92カナダ・ドルとする。以降毎年

1月および7月に引上げ、86年7月までに77.48カナダ・ドルまで引上げる(注)。ただし、ニュー・オイル価格は輸入石油価格を上回らないこととするが、85、86年については輸入石油価格の約85%を下回らないこととする。

ロ. 天然ガス価格の引上げ

天然ガス価格(アルバータ州際渡し価格)を現行の千立方フィート当り1.82カナダ・ドルから82年2月に25セント引上げて同2.32カナダ・ドルとし、同年7月以降6か月ごとに25セント引上げる(この結果、86年7月の価格は同4.32カナダ・ドル)となる。

(注) 石油・天然ガス価格引上げ計画

(年末)	オールド・ オイル	ニュー・ オイル	天然ガス
	カナダ・ ドル/バ レル	カナダ・ ドル/バ レル	カナダ・ド ル/千立方 フィート
1981	21.25(18.75)	—	1.82
82	25.75(20.75)	49.22	2.32
83	33.75(22.75)	57.06	2.82
84	41.75(27.25)	63.48	3.32
85	49.75(31.75)	70.23	3.82
86	57.75(38.75)	77.48	4.32

()内は国家エネルギー計画に基づく引上げ計画。

(2) 増税措置等

イ. 石油増収税の新設

オールド・オイルの国家エネルギー計画を上回る価格引上げによる増収益(ただし、ロイヤリティを控除)については、50%の連邦税を賦課する。

ロ. 石油・天然ガス収益税の引上げ

石油・天然ガス収益税(ロイヤリティを含む純収益)の税率を82年1月より現行の8%から16%に引上げる(ただし純収益の25%は課税控除)。

ハ. 天然ガス・液化ガス税の減免

天然ガス・液化ガスの輸出に対する税率を81年10月1日から86年末までゼロとする(国内販売分に関しては現行通り<千立方フィート当り30セント>)。

歐 洲 諸 國

◇E C、EMSの多角的通貨調整を実施

1. E C蔵相・中央銀行総裁会議は10月4日、EMS(歐州通貨制度)参加通貨相互の中心相場調整のため、西ドイツ・マルクおよびオランダ・ギルダーを各5.5%切上げ、フランス・ Francおよびイタリア・リラを各3.0%切下げる旨決定、5日以降実施した。今回のEMS通貨調整は、79年9月(西ドイツ・マルクの2%切上げ、デンマーク・クローネの3%切下げ)、同年11月(デンマーク・クローネの5%切下げ)および本年3月(イタリア・リラの6%切下げ)に続く、EMS発足以来4回目のも

ので、初の本格的調整である(54年10月号および12月号、本年4月号「要録」参照)。

今次調整の結果、EMS参加各国中央銀行の介入上下限点および各通貨の対ECU基準相場は以下のとおり変更された。

(1) 各国中央銀行介入上下限点(下表参照)。

(2) 対ECU基準相場(カッコ内は旧基準相場)

$$\begin{aligned}1 \text{ ECU} &= 2.40989 \text{ D.M.} (2.54502 \text{ D.M.}) \\&= 40.7572 \text{ B.Fr.} (40.7985 \text{ B.Fr.}) \\&\quad \text{(<Lux. Fr. も同値>)} \\&= 2.66382 \text{ D.Gl.} (2.81318 \text{ D.Gl.}) \\&= 7.91117 \text{ D.Kr.} (7.91917 \text{ D.Kr.}) \\&= 6.17443 \text{ F.Fr.} (5.99526 \text{ F.Fr.}) \\&= 0.684452 \text{ Ir.£.} (0.685145 \text{ Ir.£.}) \\&= 1,300.67 \text{ Lit.} (1,262.92 \text{ Lit.}) \\&= 0.601048 \text{ £.} (0.542122 \text{ £.})\end{aligned}$$

(注) 英ポンドはEMS未参加につき、基準相場ではなく代表相場(taux représentatif)。

2. 今次措置は、EMS参加各国の物価・国際収支等経

済パフォーマンスに格差が生じていたことや、大半の参加国が経済政策運営で引締め基調を堅持しているのとは対照的に、ミッテラン政権下のフランスが景気支持策を採ったことなどから、西ドイツ・マルク、オランダ・ギルダー等の強い通貨と、イタリア・リラ、フランス・フラン等の弱い通貨との間に緊張が高まっていたため実施されたものとみられている。

◆西ドイツ金融機関、連結財務諸表報告に関し、連邦銀行監督局等との間で紳士協定を締結

西ドイツの金融機関は、7月央、連邦銀行監督局、ブンデスバンクとの間で、連結財務諸表の報告につき紳士協定を締結した。なお、貯蓄金庫協会加盟各金庫は、「この種の規制は信用制度法改正によるべきである」として同協定への参加を拒否した。

本協定の内容は次のとおり。

(1) 本協定に参加した各金融機関は、連邦銀行監督局およびブンデスバンクに対し、出資比率100%(またはほぼ100%)の子会社を含めた連結財務諸表を今9月期末

中央銀行名	西ドイツ ブンデス バンク D.M.	ベルギー 国民銀行 B.Fr.	オランダ 銀 行 D.Gl.	デンマーク 國民銀行 D.Kr.	フランス 銀 行 F.Fr.	アイル 兰ド 銀 行 Ir.£.	イタリア 銀 行 Lit.
D.M. 100マルクにつき	上限 中心 下限		1,729.75 1,691.25 1,653.60	113.05 110.537 108.0775	335.74 328.279 320.98	262.05 256.212 250.50	29.0480 28.4018 27.7700
B.Fr. 100ベルギー・ フランにつき	上限 中心 下限	6.047 5.9128 5.781		6.6845 6.53583 6.3905	19.8520 19.4105 18.9785	15.494 15.1493 14.8125	1.71755 1.67934 1.64198
D.Gl. 100ギルダーにつき	上限 中心 下限	92.525 90.4673 88.455	1,564.85 1,530.03 1,496.0		303.74 296.986 290.38	237.06 231.789 226.63	26.2790 25.6944 25.1228
D.Kr. 100デンマーク・ クローネにつき	上限 中心 下限	31.155 30.4619 29.785	526.90 515.186 503.75	34.4375 33.6716 32.9225		79.825 78.047 76.31	8.84854 8.65169 8.45922
F.Fr. 100フランス・ フランにつき	上限 中心 下限	39.920 39.0302 38.160	675.10 660.097 645.40	44.125 43.1428 42.1825	131.04 128.128 125.28		11.3375 11.0853 10.8387
Ir.£. 1アイルランド・ ポンドにつき	上限 中心 下限	3.601 3.5209 3.443	60.9020 59.5471 58.2225	3.9805 3.89190 3.8055	11.8214 11.5584 11.3013	9.2265 9.02098 8.8205	
Lit. 1,000イタリア・ リラにつき	上限 中心 下限	1.967 1.85281 1.745	33.275 31.3355 29.510	2.17450 2.04804 1.92875	6.4580 6.0824 5.7285	5.0405 4.74714 4.4710	0.55875 0.526230 0.49560

分から四半期ごとに報告する。

- (2) 各金融機関は、信用制度法上の基本準則Ⅰに定める与信限度額(自己資本の18倍以内)および信用制度法第14条に定める大口融資規制による与信限度額等を連結ベース(注)で報告するとともに、今後これらの規制に基づく与信限度額を超える新規信用供与は行わない。

(注) 現行信用制度法等では、国外子会社金融機関の信用供与は規制対象となっていない。

なお、西ドイツでは、金融制度の基本問題に関する「ゲスラー委員会」の答申(79年5月、昭和54年6月「要録」参照)に基づき、銀行の株式保有制限や連結決算制度の導入等を中心に、現在信用制度法の改正作業が進められている。こうした情勢の下で、今回上記紳士協定が締結されたことに関し、ブンデス銀行では、「今次申し合わせは、法的規制実現までの暫定的措置である。近年、西ドイツ国外(とくにルクセンブルク)に所在する子会社金融機関の信用活動には目ざましいものがあるが、その一方で自己資本充実の相対的立遅れ等の経営実態は、銀行監督当局が国内金融機関に課している規準から相当かけ離れたものとなっており、信用拡張に伴う危険が増大している。こうした状況下、包括的な連結規制を可能とする法改正が速やかに実現することが望ましい」(8月号月報)とコメントしている。

◇西ドイツ政府、82年度予算案および中期財政計画を決定

1. 西ドイツ政府は9月3日、82年度(1~12月)予算案および中期財政計画(83~85年度)を閣議決定した(9月16日議会に提出)。その内容をみると、間接税の増税等により歳入の増加を見込む一方、社会保障関連を中心とする歳出の伸びを低く抑えることにより、財政赤字の圧縮を図っている点が特徴となっている。

マットヘーファー蔵相は、連邦議会での財政演説の中で、「西ドイツ経済が現在直面している景気後退・失業増大と大幅な経常収支逆調といった困難な状況を早期に克服するためには、民間投資の促進が何よりも必要である。本予算案は、社会保障の行過ぎ是正と消費的財政支出の抑制によって財政赤字の圧縮を図ることを主眼としており、民間投資環境の改善に寄与しようとするものである」と述べ、国民に応分の負担を訴えた。

2. 82年度予算案および中期財政計画の概要は次のとおり(第1、2表参照)。

- (1) まず歳入面では、82年以降の名目経済成長率を82年+6.1%、83~85年平均+6.9%と想定し、ほぼこれに見合う歳入の増加を見込んでおり、減価償却基準の緩

(第1表)

西ドイツの82年度予算案および中期財政計画

(単位・億マルク、() 内前年比増減率%)

	1981年 (補正) (後 予算)	1982年 (当初) (予算)	1983年 (計画)	1984年 (計画)	1985年 (計画)
歳 出	2,312 (7.2)	2,408 (4.2)	2,499 (3.8)	2,592 (3.7)	2,688 (3.7)
うち経常的支出	1,986 (9.7)	2,056 (3.5)	2,122 (3.2)	2,226 (4.9)	2,302 (3.4)
うち人件費	338 (5.2)	343 (1.3)	356 (3.9)	371 (4.2)	386 (4.0)
財・サービスの購入等	333 (10.6)	357 (7.2)	371 (3.9)	386 (4.0)	401 (3.9)
補助金	1,145 (9.2)	1,125 (△ 1.8)	1,132 (0.6)	1,184 (4.6)	1,210 (2.2)
利払い費	170 (21.8)	232 (36.3)	263 (13.3)	286 (8.7)	306 (7.0)
投資的支出	344 (△ 0.6)	364 (5.8)	368 (1.0)	353 (△ 4.1)	352 (△ 0.3)
歳 入	1,969 (4.7)	2,137 (8.5)	2,236 (4.6)	2,342 (4.8)	2,508 (7.1)
うち税 収	1,825 (3.6)	1,955 (7.2)	2,077 (6.2)	2,214 (6.6)	2,376 (7.3)
造幣収入	5	5	5	5	5
収支じり (△印赤字)	△338	△265	△258	△245	△175

和等民間投資に対する配慮を加えている反面、たばこ消費税等間接税の税率引上げにより税収増を図ることとしている(注)。また税外収入の面でも、郵便納付金の増加(81年度予算で納付率を引上げ)を引き続き見込むとともに、ブンデス銀行納付金についても、82年度には前年度(23億マルク)を大幅に上回る61億マルクを計上している。

(注) 1. 主要な租税優遇措置

- ① 企業設備の減価償却基準の緩和
- ② 住宅および企業建物の減価償却基準の緩和
- ③ 鉄鋼業に対する投資減税(3年間に限定)

2. 主要な増税措置

- ① たばこ税……紙巻きたばこ1本当たり2.7ペニヒ引上げ等(82年6月1日実施)
- ② シャンパン税……33.33%引上げ(82年4月1日実施)
- ③ 蒸留酒税……飲料用100㍑当たり300マルク引上げ(82年4月1日実施)

3. 上記措置による増減税規模は次のとおり。

(単位・億マルク)

	82年	83年	84年	85年
減税	3	9	21	30
増税	34	49	62	75
ネット増税	31	40	41	45

(2) 他方、歳出面では、82年の伸びを+4.2%に抑制し

(第2表)

主要経費別歳出計画

(前年比増減率%、〈〉内構成比%)

	1981年 (補正) 後 予算)	1982年 (当初) 予算)	1983 年 (計画)	1984 年 (計画)	1985 年 (計画)
一般行政関係費	7.3 < 25.7>	4.8 < 25.9>	3.9	4.0	3.1 < 25.8>
うち国防関係費	8.1 < 19.2>	4.5 < 19.3>	3.9	4.1	3.8 < 19.4>
文教・科学振興費	2.8 < 5.3>	8.8 < 5.5>	2.2	1.5	2.2 < 5.2>
社会保障関係費	11.1 < 36.1>	△ 2.0 < 34.0>	△ 0.5	4.8	1.9 < 32.4>
うち社会保険・失業保険給付	10.4 < 17.0>	△ 1.0 < 16.2>	0.7	13.0	5.0 < 17.3>
児童手当・住宅手当等	10.7 < 9.5>	△ 10.3 < 8.2>	△ 3.6	△ 2.6	△ 2.7 < 6.7>
貯蓄割増金等	△ 0.3 < 1.0>	28.9 < 1.2>	△ 10.3	△ 26.9	△ 10.5 < 0.6>
保健・体育関係費	△ 12.3 < 0.6>	20.8 < 0.8>	5.1	△ 26.3	0 < 0.5>
住宅建設・環境整備費	24.6 < 1.2>	△ 4.2 < 1.1>	1.2	7.1	0 < 1.1>
農林業関係費	△ 5.0 < 0.9>	△ 2.2 < 0.8>	△ 5.0	10.5	0 < 0.8>
エネルギー関係費	△ 5.6 < 2.7>	△ 6.5 < 2.4>	△ 4.9	△ 3.6	△ 1.9 < 2.0>
交通・通信整備費	△ 0.0 < 6.0>	△ 5.2 < 5.5>	△ 1.1	△ 0.8	△ 1.6 < 4.7>
国営企業(国鉄等)関係費	2.2 < 5.7>	4.0 < 5.7>	1.8	△ 1.4	0 < 5.2>
一般財政管理費	7.8 < 15.7>	21.5 < 18.3>	15.7	6.5	10.1 < 22.2>
うち国債費	21.6 < 7.6>	35.1 < 9.9>	13.3	8.1	6.8 < 11.6>
恩給費	1.8 < 4.3>	△ 0.8 < 4.1>	0	0	0 < 3.7>
歳出計	7.2 < 100.0>	4.2 < 100.0>	3.8	3.7	3.7 < 100.0>

た後、83~85年についても+4%弱とさらに伸び率を引下げていくこととしている。内訳をみると、主要経費全般にわたって伸び率を抑制しているが、中でも歳出全体のほぼ3分の1を占める社会保障関係費が失業保険給付金や児童手当等を中心に削減されているのが目立つ(注)。その反面、国債費は、伸び率では逐年低下が見込まれているものの、依然大幅な増加が避けら

れず、歳出全体に占めるウエイトはさらに上昇。

- (注) 1. 主要な歳出削減措置は次のとおり。
- ① 失業保険給付金等の給付基準の厳格化
 - ② 児童手当の削減(第2子月額120→100マルク、第3子同240→220マルク、ただし第1子同50マルク、第4子以上同240マルクは据置)
 - ③ 公務員給与の抑制(人員1%削減(除く軍人)、初任給1%削減、定期昇給3ヶ月繰延べ)
 - ④ 学校教育促進補助金の削減
 - ⑤ 住宅手当の削減
 - ⑥ 農業補助金の削減
2. 上記措置等による歳出削減規模は次のとおり。

	削減額(億マルク)			
	82年	83年	84年	85年
失業保険給付金等	70	78	43	43
児童手当	17	18	18	18
公務員給与	6.1	6.7	7.1	7.5
学校教育補助	0.4	1.8	3.5	3.6
住宅手当	0.4	0.8	0.8	0.7
農業補助	2.7	3.4	4.1	4.8
その他とも計	128	159	177	157

◇英蘭銀行、金融機関の流動性に関するガイドラインの付属検討ペーパーを発表

1. 英蘭銀行は、かねてより銀行法上の金融機関(recognised banks and licensed deposit-taking institutions)に対する同行の監督責任に基づいて、金融機関の健全性維持のため流動性に関するガイドラインの策定作業を進めてきたが、9月2日、本年3月発表の「金融機関の流動性に関するガイドラインの改訂案」(4月号「要録」参照)の付属検討ペーパー(The Measurement of Liquidity)を発表した(注)。

(注) 本検討ペーパーについては、3月発表のガイドライン改訂案で、「英蘭銀行は、金融機関の流動性を包括的に判断する上で適切かつ一般的な基準を設定することが必要と考えており、本件についていすれ検討ペーパーを作成する」とされていた。

2. 本ペーパーの概要は以下のとおり。

(1) 基本的考え方

イ. 対象資産、負債は外貨を含む全通貨建の合計とする。また対象負債にはある種の貸出約定(commitments)も含める。

ロ. 流動性を測定する対象は満期1年以下の資産、負債とし、さらに市場性等を考慮の上、各資産、負債をいくつかの満期帯(maturity ladder)に分類し、各満期帯ごとにネット・ポジション(負債超過額)を算出する。

ハ. 流動性の測定は、各満期帯までのネット・ポジション累積値を求ることによって行い、かかる累計値を判定基準として各金融機関が英蘭銀行との個別協議により設定されるガイドラインを遵守している

か監視する。

(2) 満期帯の区分

- I ……要求払いおよび満期 8 日以下のもの
- II ……満期 8 日から 1 か月以下のもの
- III ……満期 1 か月から 3 か月以下のもの
- IV ……満期 3 か月から 6 か月以下のもの
- V ……満期 6 か月から 12 か月以下のもの

(3) 資産、負債の分類方法

イ. 負債

- (1) 満期が確定している負債は該当する満期帯に分類する。
 (2) 満期が確定していない負債(例えば、当座貸越未使用枠)については、その負債の性格により取扱いは異なる。ただし、当座貸越未使用枠についてはその20%を満期帯 I に含め残り80%については考慮しないこととする。

ロ. 資産

- (1) 満期が確定していて回収が確実な資産は該当する満期帯に分類する。
 (2) 形式的にのみ即時回収可能な貸出(当座貸越等)については今後の検討課題とするが、その一定比率を満期帯 I に分類するか数回にわけて回収するものとして取扱う方が適切であると考える。
 (3) 市場性資産(marketable assets)については、その市場性の度合、価格変動可能性に応じて評価額を割引(discount)(注)した上で、満期帯 I に分類する。

(注) 資産別割引率

- 0% ……残存期間 3 カ月未満の T B、地方公共団体手形、再割適格手形。残存期間は 12 カ月未満の長期国債、政保債等。
- 5% ……残存期間 3 カ月未満の C D 等。残存期間 5 年未満のその他長期国債、政保債等。
- 10% ……残存期間 5 年未満のその他 C D 等。

- (2) 回収が不確実な資産は除外するが、ケース・バイ・ケースで取扱いをきめる。

(4) 外銀支店の取扱い

外銀支店の流動性について、本店が監視しているかは確認してきたが、これまでの監視は積極的でなかった。今後は特にポンド建業務に関わる流動性につき、より積極的に監視することとする。

◇英國、内閣改造を発表

サッチャー首相は 9 月 14 日、内閣改造を発表した。今次改造は、本年 1 月の小幅改造(2 月号「要録」参照)に続く同政権発足後 2 回目のものである。

新閣僚は次のとおり。< >内は前職。

産業相(Secretary of State for Industry)

……Patrik Jenkin<社会保障相>

枢密院議長、下院院内総務(Lord President of the Council, Leader of the House of Commons)

……Francis Pym<ランカスター公領相、支払総監、下院院内総務>

雇用相(Secretary of State for Employment)

……Norman Tebbit<産業担当閣外相>

国璽尚書(Lord Privy Seal)

……Humphrey Atkins<北アイルランド相>

ランカスター公領相、上院院内総務(Chancellor of the Duchy of Lancaster, Leader of the House of Lords)

……The Baroness Young

<教育科学担当閣外相>

運輸相(Secretary of State for Transport)

……David Howell<エネルギー相>

エネルギー相(Secretary of State for Energy)

……Nigel Lawson<大蔵省財務担当閣外相>

社会保障相(Secretary of State for Social Services)

……Norman Fowler<運輸相>

教育科学相(Secretary of State for Education and Science)

……Sir Kieth Joseph<産業相>

北アイルランド相(Secretary of State for Northern Ireland)

……James Prior<雇用相>

支払総監(Paymaster General)

……Cecil Parkinson<商務省貿易担当閣外相>

今回の改選に伴い、Gilmour 国璽尚書、Soames 枢密院議長兼上院院内総務、Carlisle 教育科学相が、さらに閣外でも、Thornycroft 保守党議員長が各々更迭された。

◇英國大蔵省、82年度の公共部門の人事費、物件費増加率の上限を発表

英國大蔵省は 9 月 15 日、82年度(82年 4 月～83年 3 月)の公共部門(中央政府および地方公共団体)の人事費および物件費の増加率上限(Cash Limit)を各々 +4% (81年度 +6%)、+9% (同 +11%) に抑制することとし、これを基礎に 82 年度の財政支出計画を策定する旨発表した。

◇英國、ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利等を 2 回にわたり引上げ

ロンドン手形交換所加盟大手 4 行(National Westminster, Barclays, Midland および Lloyds)は 9 月 16 日、

短期市場金利上昇に伴い、貸出基準金利(ベース・レート)を2%(12%→14%)、通知預金金利を2%~2.5%(Midland 9%→11%、その他3行9%→11.5%)それぞれ引上げ、同日(Barclaysのみ同日営業時間終了時)より実施する旨発表した。

上記4行はさらに10月1日、統騰した短期市場金利に追随し、貸出基準金利を2%(14%→16%)、通知預金金利を2.5%~3.5%(National Westminster, Baclays 11.5%→14.5%、Midland 11%→14.5%、Lloyds 11.5%→14%)へそれぞれ引上げ、同日より実施する旨発表した。

◇フランス、金融緩和措置を実施

フランス国家信用理事会^(注)(Conseil National du Crédit)およびフランス銀行は9月上旬、貸出金利の低下促進をねらいとした預金金利規制の対象範囲拡大、および直接貸出規制の緩和措置を実施した。今次措置の概要は以下のとおり。

^(注) 国家信用理事会は、経済財政相(会長)、フランス銀行総裁(副会長)、金融界、産業界、労働界および経済関係各省代表の計47名で構成され、信用政策一般に関する政府の諮問機関および金融組織に対する制度面・技術面の指導監督機関としての機能を果たす。

1. 預金金利規制の対象範囲拡大

国家信用理事会は9月3日、市中金融機関の資金調達コストを軽減し、貸出金利の低下を促すため^(注)、定期預金の金利規制対象を別表のごとく拡大する旨決定した。なお、従来は、期間1年以下かつ金額10万フラン以

下の預金のみが規制対象(79年5月1日以降、54年5月号「要録」参照)とされていた(今回はこれらの規制対象預金の上限金利は変更なし)。

本措置については、「政府が貸出金利引下げの代償として金融機関に公示した苦肉の策」であり、「付利自由預金による資金調達は総調達額の3割程度に過ぎないため、今回の措置により金融機関の資金調達コストが目立つて低下することはないとみられている。

^(注) パリ国立銀行、クレディ・リヨネ等主要市中銀行は、ドゥローレ経済財政相の強い要請を受け、本措置に呼応して9月4日、市中貸出基準金利(taux de base bancaire)を0.8%引下げて14.5%とした。同金利の引下げは、8月3日(15.6→15.3%)、9月号「要録」(参照)に続く7月初来4回目の措置である。

2. 直接貸出規制(encadrement du crédit)

フランス銀行は9月9日、市中金融機関に対する直接貸出規制につき、9月末以降本年末までの一般貸出関係基準率(80年末の同基準率を100として指数化)を以下のごとく拡大する旨発表した(増率額は約150億フランとなる見込み)。

第1グループ (大銀行)	第2グループ (中小銀行)	第3グループ (割賦信用) (専門機関)
-----------------	------------------	----------------------------

81/9月末	99.0→101.0	101.0→102.0	104.0→105.0
10ヶ月	100.0→102.0	102.0→103.0	105.0→105.5
11ヶ月	100.5→102.5	103.0→104.0	106.0(不变)
12ヶ月	102.5→104.5	105.0(不变)	107.0(不变)

本措置につき、フランス銀行では、「資金繰り悪化を

定期預金の新上限金利

(年利・%)

期間	金額	10万フラン以下	10万フラン超 20万フラン以下	20万フラン超 30万フラン以下	30万フラン超 50万フラン以下	50万フラン超
1ヶ月以上 2ヶ月未満	3.5*	3.5	3.5	3.5	コール** +3.5 2	
2ヶ月以上 3ヶ月未満	4.5*	4.5	4.5	4.5	コール** +3.5 2	
3ヶ月以上 6ヶ月未満	5.25*	5.25	6	コール** +3.5 2	コール** +3.5 2	
6ヶ月	6*	6	7	コール** +3.5 2	コール** +3.5 2	
6ヶ月超 12ヶ月未満	6*	6	7	コール** +3.5 2		付利自由
12ヶ月	6.5*	6.5	8	コール** +3.5 2		付利自由
1年超	付利自由	付利自由	付利自由	付利自由		付利自由

*従来の規制部分(今回も金利水準<80年4月10日以来>に変更なし)。

**コールと表示してあるのは、コール・マネーの前月中の月中平均金利。

みている中堅企業への貸出が多い大銀行を中心に規制枠を拡大したもの」と説明している。

◆フランス、フラン防衛策を実施

1. フランス経済財政省およびフランス銀行は、EMS内でフラン相場が9月央から下落傾向を強めたため、為替管理の強化および金利引上げによる以下のフラン防衛措置を実施した。

(1) 為替管理の強化

経済財政省は9月19日、為替の輸入先物予約を21日以降一時禁止する旨発表した。なお、輸入先物カバー期間は、本年5月の為替管理強化に際し、それまでの最長2か月から1か月に短縮されていた(6月号「要録」参照)。

(2) 金利引上げ

フランス銀行は9月21日、売戻条件付買いオペ・レートの引上げを以下のとおり実施した。

翌日もの……17.5→18.5%

(9月15日<17.375→17.5%>以来の変更)

7日もの……18.5→19.5%

(7月30日<19.25→18.5%>以来の変更)

(注) フランス銀行では従来、TBのみを対象とする期間7日の売戻条件付買いオペのレートを中心的金利としてきたが、本年5月以降、第1種民間手形およびTBを対象とする翌日売戻条件付買いオペ(73年6月のオペ方式変更に伴い実施頻度が低下)が頻繁に実施されるようになり、同オペがコール・レート導導の役割を果たしている。

2. 今次措置に関し、ドゥロール経済財政相は、「国際資本市場における過度の資本移動と高金利持続から、わが国経済政策上の重要なファクターであるフラン相場の安定が損われることを回避するために実施するもの」と説明している。また、今次措置発表に際し、同経済財政相は、市中金融機関に対し、「上半期中の好収益を勘案し、市場金利上昇の貸出金利への波及を回避すべき」との見解を表明している。

◆フランス、匿名による金取引制度を廃止

1. フランス政府は、10月1日付をもって、匿名による金取引制度(1948年3月1日以降実施)を廃止した。これにより、金貨、地金、延べ棒の売買に関する仲買人(銀行、証券ブローカー、金専門ブローカー等)は、取引の内容(日付、金の形態、数量、金額等)とともに、取引の相手方である売り手もしくは買い手の氏名、住所を記録し、これを税務当局に提示する義務を負うこととなる。なお、本政令に違反した場合は、税法に基づく罰則が適用される。

2. 今次措置につき、ファビウス予算相は、「82年度予算案(「要録」別項参照)に富裕税の創設を盛込んでいることもあり、脱税防止対策の一環として実施するもの」と述べている。

◆フランス政府、1982年度予算案を閣議決定

1. フランス政府は9月30日、1982年度予算案(1~12月)を閣議決定するとともに、本予算案の前提となる経済見通しを公表した(別表参照)。

本予算案につき、政府では、「景気支持による雇用拡大と税制の手直しによる公正な税負担を目的としたもの」(ペレゴボワ大統領府官房長)と説明している。内容をみても、歳出面では、公務員増員による雇用拡大や、企業援助・公共投資等への重点的支出増による景気支持(82年GDP政府見通し+3.3%)をねらっている(確定収支^(注)ベースの歳出総額7,881億フラン、81年度当初予算比+26.7%)。他方、歳入面では、富裕税の創設、高額所得者・銀行・石油会社への特別税の課税等、主として富裕階層や好収益企業の負担増による増収を図っている(同歳入総額7,043億フラン、+19.0%)。もっとも、歳出の伸びが歳入をかなり上回っているため、暫定収支^(注)(△116億フラン)を合わせた財政赤字は954億フラン(対GDP見込み比2.6%)と、81前年度当初予算の赤字(294億フラン<現政権による補正後見通し約750億フラン>)比約3倍に拡大している。こうした財政赤字拡大につき、政府では、「本予算案の赤字規模は主要先進国比較的にお小さく、かつ景気拡大に不可欠であるとともに、インフレ抑制、国際収支の均衡回復とも両立し得るもの」(政府コミュニケーション)と説明している。

(注) フランスの国家予算は、確定収支(budget à caractère définitif)と暫定収支(budget à caractère temporaire)に分かれます。確定収支はわが国の一般会計に相当し、暫定収支は、国庫の対公共企業体・地方公共団体貸付等に充当されるもので、わが国の財政投融资に相当する。

2. 82年度予算案の主な内容は以下のとおり(かっこ内の伸び率は原則として81年度当初予算比)。

(1) 嶸出面

歳出の内訳(確定収支ベース)をみると、公務員増員・社会保障給付増額等の社会政策や、公共投資拡大・設備投資促進等の景気支持策に重点が置かれ、非軍事支出が大幅な伸び(経常支出+29.5%、資本支出+27.6%)を示している。これにに対し、軍事支出の伸び(+17.2%)は相対的に抑制されている。また、81年度以降の財政赤字の大幅拡大や高金利持続に伴い、公債費の増大(+42.4%)が顕著となっている。

歳出面からの主要施策は次のとおり。

イ. 公共部門における新規雇用

61千人の公務員増員に加え、病院・保険関係施設で10千人を雇用する(注)。

(注) この結果、新政権発足以来82年末までの公共部門における新規雇用は約125千人(7月号「要録」参照)となる。なお、ミッテラン大統領は、選挙公約において、公共部門における210千人の新規雇用をうたっている。

ロ. 雇用維持・促進措置

労働時間を短縮する企業、雇用拡大を図る企業への補助金等、雇用関連援助措置として186億フラン(+45%)を計上。

ハ. 各種手当、年金の引上げ

81年度実施分(7月号「要録」参照)と合わせ、老人年金を合計40%、家族手当・住宅手当を合計50%引上げる(注)。このほか、身障者手当・退役軍人年金等を引上げる。

(注) これにより、老人年金、家族手当および住宅手当引上げに関するミッテラン大統領の公約はすべて実行されることとなる。

ニ. 公共投資拡大

住宅投資(300億フラン、+34%)を中心に、社会資本投資に816億フラン(+31%)を計上。

ホ. 企業投資促進措置等

研究開発投資に254億フラン(+29%)、経済社会開発基金(注)を通じる中小企業向け低利融資等、企業投資促進措置に344億フラン(+52%)を充当する。これらの措置は、主として、技術革新、通信、代替エネルギー、航空機等の産業部門に向けられる。

(注) 経済社会開発基金(FDES)は、暫定収支に計上され、社会資本の充実、工場の地方分散、生産性向上などを目的とする投融資に充当される。

(2) 歳入面

歳入(確定収支ベース)の大宗を占める税収の伸びは+18.8%と、政府見通しによる82年の名目GDP成長率(+17.0%)を若干上回る程度を見込んでいる。税収の内訳をみると、高所得層に対する特別税の課税や扶養控除の上限設定等を反映して、所得税についてはかなり高い伸び(+21.6%)が見込まれる一方、投資減税継続や81年度中の企業収益の不芳見込みから、法人税は極めて低い伸び(+6.6%)となっている。

歳入面からの主要施策は次のとおり。

イ. 増税措置

(イ) 富裕産税(*impôt sur les grandes fortunes*)の創設(税収見込み約50億フラン)

課税対象: 300万フラン以上の資産。ただし、事業上の資産は200万フランまで控除されるほか、

新規投資充当分も対象外(該当納税者は20万人以下の見込み)。

税率: 300~500万フラン……0.5%

500~1,000万フラン……1.0%

1,000万フラン超……1.5%

(ロ) 高所得層、銀行、石油会社に対する特別税の課税

高所得層、銀行、石油会社に対する特別税の課税(81年度補正予算に導入、7月号「要録」参照)を82年度も以下のとおり実施する(同82.5億フラン)。

高所得層……81年中の所得にかかる所得税支払額が15千フラン超の場合、同額を超える税額の10%を追加徴収(該当納税者は200万人以下の見込み、同60億フラン)。

銀行……無利子預金および通帳預金残高の0.3%相当を徴収。ただし、当該徴収額は収益の20%を超えないものとする。なお、当該徴収額は課税対象所得から控除される(同15億フラン)。

石油会社……国内採掘から得られる収益に対して特別税を課税。ただし、80年1月1日以降の新規採掘分は対象外とする(同7.5億フラン)。

(ハ) 扶養子女免税額の上限設定(同14億フラン)

扶養子女(demi-part)1人当たりの免税額(家族除数<quotient familial>制度による所得税額(注)に伴うもの)に7,500フランの上限を設定する。

(注) フランスの所得税額は、家族の所得を合算して得られる純所得額を家族除数で除した額に累進税率を乗じ、こうして求められた額に当該家族除数を乗じて算定する。なお、家庭除数は、納稅義務者の家族状況に応じ、例えば、扶養子女を有しない独身者1、同夫婦者2、扶養子女1人を有する夫婦者2.5以下扶養子女が1人増すごとに0.5加算)等と定められている。したがって、税率が累進税率となっているため、扶養子女がいることにより家族除数が増えれば、いない場合に比べて低い税率が適用されるケースが生じ、実質的に免税を受けることとなる。

(ロ) その他増税措置

企業経費に対する課税……企業の一部経費に対する特別税の課税(81年度補正予算に導入、7月号「要録」参照)は、税率を30%に引き上げて今後毎年度実施。なお、当該納税額は課税対象所得から控除される。

石油製品に対する消費税等引上げ(同67億フラン)
自動車税引上げ(同21.5億フラン)

たばこ税引上げ(同20億フラン)

葡萄酒に対する新税の導入(同4億フラン)

(ホ) 脱税防止対策の強化

5千フラン超の高額商品(宝石、美術・骨董品等)購入時の小切手支払いの義務付け、非上場株式の記名式化等により脱税防止対策を強化。

ロ. 減税措置

(イ) 物価調整減税

所得税の各税率(0%から60%まで5%刻みで全13段階)に対応する課税所得額の水準を一率13.5%(政府の81年消費者物価上昇率見通しに相当)引上げる(減税額158億フラン)。

(ロ) 設備投資減税の継続

81年度予算に導入された設備投資に対する減税措置(向う5年間、新規設備投資額の10%相当額を課税対象所得から控除、55年10月号「要録」参照)を82年度も実施する。ただし、当該投資が行われた事業年度中に雇用人員の増加をみなかった場合には、減税措置は適用されない。

(ハ) 新規会社設立に対する税制面の優遇

82年1月1日から83年12月31日の間に設立された企業については、設立年度およびそれに続く4事業年度にわたり、利益の50%を非課税扱いとする。ただし、対象企業は、設立年度および次の事業年度の利益が各3万フラン以下、その後3事業年度の利益が各6万フラン以下の中小企業に限定する。

(二) 株式投資促進措置の継続

78年に導入された株式投資促進措置(81年末までの株式投資の年間純増額を課税対象所得から控除する措置、通称「モノリー法」、53年6月号「要録」参照)を82年末まで延長する。

フランスの1982年度予算案

(単位: 億フラン、%)

	1982年度	(注) 1981年度 当初予算 (A)	1981年 度の前 年度比 (B)	1981年 度の前 年度比 (當初 予算 ベース)
歳出額	7,881	6,175	+27.6	+17.6
うち公債費	537	377	+42.4	+40.1
非軍事支出	5,901	4,566	+29.2	+11.4
(うち資本支出)	(662)	(519)	+27.6	+23.9
軍事支出	1,444	1,232	+17.2	+39.2
歳入額	7,044	5,921	+19.0	+18.9
うち所得税	1,644	1,352	+21.6	+16.0
法人税	690	647	+ 6.6	+26.1
附加価値税	3,477	2,991	+16.2	+18.2
歳入歳出差額	△ 838	△ 254		
暫定収支	△ 116	△ 40		
総収支じり	△ 954	△ 294		

(注) 財政法成立段階の当初予算。

1982年政府経済見通し(注1)

(前年比、単位: %)

	1979年 (実績)	1980年 (実績)	1981年 前回 見通 し 81/7)	1981年 今回 見通 し 81/9)	1982年 (見通)
実質GDP(注2)	3.7	1.5	0.5	0.5	3.3
個人消費	3.6	2.2	1.8	2.0	2.5
設備投資 (非金融企業)	3.0	5.9△	3.8△	4.5	3.0
輸出	6.8	3.4	1.9	3.3	4.9
輸入	11.3	8.6△	4.2△	3.5	5.1
消費者物価	年平均	10.8	13.6	13.5	13.4
	年末比	11.8	13.6	14.2	14.2
					11.9

(注1) 今回見通しの前提条件となる82年の世界経済成長率は1.8% (フランスの輸出量により加重)。

(注2) マルシャン・ベース(政府の無償サービス等を除外)。

◇イタリア、一部加工食品の価格凍結を実施

イタリア政府は9月3日、一部加工食品の価格凍結措置に関しイタリア経団連、イタリア商業者協会と合意に達した旨発表した。

(1) 価格凍結期間 9月15日から11月15日まで

(2) 対象品目 牛乳、パン、牛肉、パスタ、米、オリーブ・オイル、バター、マーガリン、チーズ、サラミ、生ハム、ソーセージ、トマト、ジャム、豆、冷凍魚、冷凍野菜等加工食品20品目

なお、具体的にいかなる水準で価格を凍結するかは各县ごとに、卸売および小売団体、商工会議所等の協議で決定する。

◇イタリア、对外支払取引保証金制度を延長

1. イタリア政府は、9月30日、9月末で期限切れとなる对外支払取引保証金制度(注)を5ヶ月間延長(82年2月末まで)する旨発表した。概要は以下のとおり。

(注) 同制度は本年5月27日導入された制度で、5月28日以降9月30日までの約4ヶ月間、穀物・原油輸入日等を除く对外支払取引につき、取引額の30%相当リラ額をイタリア銀行特別勘定に無利子で3ヶ月間積立することを義務付けている(本年6月号「要録」参照)。

(1) 適用期間を5ヶ月間延長し、82年2月末までとする。

(2) 保証金積立比率(現行30%)は以下のとおり漸進的に引下げる。

81年10~12月中 25%

82年1月中	20%
2月中	15%

(3) 対象除外品目として新たに以下の品目を追加する。
農産物、金属、非鉄、石炭、石油、電力、化学品等
なお、EC貿易理事会は9月17日、今次延長を承認す
みである。

2. 本措置につきイタリア銀行では、「同制度は対外バ
ランスの改善を目的として創設されたものであるが、そ
れ以上に過剰流動性の吸収策として極めて有効であった
と評価している。国際収支が改善傾向にあるからとい
って本制度を一挙に撤廃するのは好ましくないと考えてお
り、延長を歓迎している」とコメント。

◇オランダ、新内閣発足

オランダでは本年5月末の総選挙(6月号「要録」参
照)以来3か月間にわたり暫定内閣が政権を担当してき
たが、9月11日、キリスト教民主同盟(CDA)、労働
党、デモクラシー66の3党による中道左派連立政権が発
足した。なお、ファン・アフトCDA党首が引続き首相
に就任した(新内閣の構成はCDA 6名、労働党 6名、
デモクラシー66 3名)。

新内閣の主な閣僚は次のとおり。

首相	Andries van Agt(CDA)
副首相兼社会福祉相	Joop den Uyl(労働党)
副首相兼経済相	Jan Terlouw(デモクラシー66)
外相	Max van der Stoel(労働党)
蔵相	Alfons van der Stee(CDA)
法相	Job de Ruiter(CDA)
国防相	Hars van Mierlo(デモクラシー66)
農相	Jan de Koning(CDA)

◇オランダ、1982年度予算案を発表

1. オランダ政府は9月15日、1982年度(1982年1月～
12月)予算案を議会に提出した。本予算案では喫緊の課
題である財政赤字削減のため、福祉の見直しを中心とす
る歳出削減プログラムに重点をおいた緊縮的なものとな
っている。

もっとも、今次予算案は前政権により作成されたもの(注)
であり、このため、このほど発足した中道左派新政
権(「要録」別項参照)により、失業対策の実施、今次
予算案の主眼である福祉見直しの修正などがすでに検討
されている。今後労使双方と協議を行った上で近いうち
に新政権の施策が発表される予定である。

(注) オランダでは、予算案は9月第3火曜日に議会に提出されると
が法律に定められており、予算案提出の4日前に成立した新政
権には独自の予算案を作成する時間がなかったことから前政権作

成の予算案が暫定案として提出された。

予算案の概要は以下のとおり。

- (1) 岁出——社会保障費(疾病手当削減等計19.2億ギル
ダー)および保健関係費(健康保険制度の見直し等計
5.9億ギルダー)の削減、公務員賃金の抑制(計13.3億
ギルダー)など、福祉関係を中心に計45億ギルダーの
大幅な支出削減プログラムを計画。この結果、一方で
失業急増による失業手当支出増、高金利に伴う国債利
払い負担増(計40億ギルダー)、企業部門に対する援助
(輸出・投資促進関連等計13.4億ギルダー)等が見込まれ
るもの、歳出全体(1,250億ギルダー)としては、前
年度当初予算比+5.1%の低い伸びとなる見込み。
- (2) 岁入——所得税、関接税の自然増収(各31、17億ギ
ルダー)や、天然ガス収入増(38億ギルダー)を中心と
する税外収入増(計48億ギルダー)から、歳入全体
(1,090億ギルダー)では前年度当初予算比+7.7%と歳
出をやや上回る伸びとなる見込み。
- (3) 収支じり——財政赤字は上記歳出抑制等から160億
ギルダーと、81年度(163億ギルダーの赤字)を若干下
回る見通し。この間、地方公共団体を含めた公共部門
全体の財政赤字額の対国民所得比率も、81年度の7.75
(実績見込み)から6.5%へ低下の見込み。

オランダの1982年度予算案

(単位・億ギルダー、△印は赤字)

	1981年度		1982 年度 当 初 予 算	前 年 度 当 初 予 算 比 増 加 率 (%)
	當 初 予 算	實 積 見 込 み		
歳 入	1,037	1,012	1,090	7.7
歳 出	1,161	1,175	1,250	5.1
収 支 じ り	△ 124△	163△	160	△
公共部門(含む地公体) 財政赤字額の対国民所 得比(%)	5.25	7.75	6.5	△

2. 政府は予算案発表と同時に予算案算定の基礎とな
った82年経済見通しを発表した。それによると、82年はブ

	1981年 実績見込み	1982年見通し
実質GDP成長率	△ 2.5%	1.5%
実質個人消費	△ 3%	△ 2%
実質民間設備投資	△ 9%	△ 1%
消費者物価上昇率	7%	6～6.5%
失業者数	375千人	460千人
経常収支	20億ギルダー	100億ギルダー

ラス成長の達成、経常収支の大幅黒字化の一方で、雇用情勢の悪化持続が見込まれている。

◇スウェーデン、スウェーデン・クローナを10%切下げ

1. スウェーデン中央銀行は9月14日、スウェーデン・クローナを主要15か国通貨バスケット(注)に対して10%切下げ、即日実施する旨発表した。なお、今次切下げは77年8月29日、EC共同フロート離脱に伴い、同バスケットに対し10%切下げて以来の措置である(52年9月号「要録」参照)。

(注) スウェーデンでは、自国貿易ウエイトを勘案した主要15か国通貨バスケットを基準(77年8月29日=100)として、為替相場がこの基準から極力乖離しないよう為替操作を実施しており、今次切下げは当該基準を100から111に変更するものである。なお、通貨バスケットを構成している15か国通貨は以下のとおり。西ドイツ・マルク、オランダ・ギルダー、ペルギー・フラン、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ、フランス・フラン、フィンランド・マルカ、オーストリア・シリング、スペイン・ペセタ、英・ポンド、スイス・フラン、イタリア・リラ、日本・円、米・ドル、カナダ・ドル。

2. 本措置につきスウェーデン中央銀行は、「今回の切下げは、スウェーデン経済の安定化をねらった政府の経済対策(注)の一環として実施されたものであり、国際競争力の回復に伴う輸出の増加を通じ、景気振興、雇用増大を図ることをねらいとしている」旨コメントしている。

(注) スウェーデン政府は同日、雇用対策、資金コスト削減、および企業投資マインド活性化等をねらって、以下のような一連の経済対策を発表している。

- (1) 公共事業(道路、住宅建設等)向け支出増額(6億クローナ)
- (2) 価格凍結(82年1月1日まで)
- (3) 附加価値税の引下げ(23.46%→20%、81年11月1日以降)

◇ノルウェー、総選挙で与野党逆転

ノルウェーでは9月13、14日、総選挙(4年ごとの上下両院選挙)が実施され、野党である保守三派連合(保守党、キリスト教人民党、中央党)が勝利を収めた結果、10月中にも、73年以来8年振りに保守政権が成立することとなった。

今回の選挙は、インフレ高進下、与党労働党の高福祉、高負担政策の是非等経済問題をめぐって争われたが、公共支出削減等により「小さな政府」を目指す保守党勢力が、高負担に不満を抱く国民の支持を得て、上下両院議席(155議席)の過半数を上回る80議席を獲得した。一方、初の女性首相である、ブラントラント女史率いる与党労働党は、65議席と大幅に議席数を減少(改正前76議席)、この結果革新から保守への政権交代が行われることとなった。なお新内閣成立までは、現ブラントラント政権が暫定内閣として存続することとなる。

ノルウェーにおける総選挙(上下両院)の結果

	新議席数	1977年総選挙における議席数			得票率(%)
		得票率(%)	議席数	得票率(%)	
○保守党	54	31.6	41	24.7	
○キリスト教人民党	15	9.3	22	12.1	
○中央党	11	6.7	12	8.6	
労働党	65	37.4	76	42.4	
左派社会党	4	4.9	2	4.1	
進歩党	4	4.5	0	1.9	
自由党	2	3.9	2	3.2	
その他	0	1.7	0	3.0	
計	155	100.0	155	100.0	

○印は新たなる与党勢力。

今回総選挙の開票結果は別表のとおり。

◇ポルトガル、第2次バルセマン内閣発足

ポルトガルでは、8月10日の第1次バルセマン内閣総辞職(注)のあとを受け、バルセマン前首相を中心とした組閣工作が進められていたが、9月4日、第2次バルセマン内閣(第1次と同様、社会民主党<PSD>、社会民主中央党<CDU>、ポルトガル君主制党<PPM>の3党連立)が発足した。主要閣僚名は以下のとおり。

(注) 第1次バルセマン内閣(本年1月5日発足、1月号「要録」参照)は、7月に銀行・保険業の民間再移管に関する法案を革命評議会の拒否権発動により廢棄にされ、一方で党内保守派からは強健な労組対策を批判されるなど、左右両派からも攻撃されて総辞職を余儀なくされた。

首 相	Francisco Pinto Balsemão<PSD、留任>
副首相兼国防相	Diogo Freitas do Amaral<CDU>
外 務 相	André Gonçalves Pereira<無所属、留任>
財 政・計 画 相	João Salgueiro<PSD>
労 働 相	António Queiros Martins<PSD>
産 業・エネルギー・輸 出 相	Ricardo Baião Horta<CDU、留任>
住 宅・公 共 事 業・運 輸 相	José Viana Baptista<PSD、留任>

アジア諸国

◇韓国、1982年度予算案を発表

韓国政府は9月19日、1982年度(財政年度は暦年と同じ)の予算案を発表した。本予算案は、82年度の同国経済について実質成長率8.2%、輸出253億ドル、卸売物価上昇率12.0%となることを前提に作成。当局は同予算案の重点項目として国家の安全保障と社会生活の拡大を強調している。しかし、それと同時に物価安定に対する配慮から、歳出入規模の伸びを前年当初予算比+22.2%(前年同+35.3%)と小幅の伸びにとどめているのも特徴。

歳出入面の特色は次のとおり。

- (1) 岁入面では、新設の教育税にも期待して租税の3割方増収を見込んでいる(前年当初予算比+28.8%)。
- (2) 岁出面では、教育施設の拡充や住宅、上下水道建設

韓国の1982年度予算案

(歳入)

(単位・億ウォン、%)

	1981年度 当初予算	1982年度予算案			前年 比
		構成 比	構成 比	前年 比	
租 税	65,628	83.6	84,498	88.1	28.8
うち 内 国 税	45,835	58.4	56,415	58.8	23.1
関 税	9,497	12.1	12,361	12.9	30.2
防 衛 税	10,296	13.1	13,670	14.2	32.7
教 育 税	—	—	2,052	2.2	—
専 売 益 金	6,800	8.7	7,600	7.9	11.8
そ の 他	6,083	7.7	3,858	4.0	▲36.6
合 計	78,511	100.0	95,956	100.0	22.2

(歳出)

(単位・億ウォン、%)

	1981年度 当初予算	1982年度予算案			前年 比
		構成 比	構成 比	前年 比	
一 般 行 政 費	8,432	10.7	10,063	10.5	19.3
国 防 費	26,989	34.4	32,991	34.4	22.2
教 育 費	14,646	18.7	19,584	20.4	33.7
社 会 開 発 費	4,605	5.9	5,985	6.2	30.0
経 済 開 発 費	14,313	18.2	16,863	17.6	17.8
地 方 財 政 費	5,200	6.6	7,190	7.5	38.3
債務償還・その他	4,326	5.5	3,280	3.4	▲24.2
合 計	78,511	100.0	95,956	100.0	22.2

等を内容とした教育費、社会開発費の伸びが目立つ(前年度当初予算比+33.7%、+30.0%)。一方、一般行政費および経済開発費は政府機構の簡素化や産業に対する保護・介入政策の縮小化を映して比較的小幅の伸びにとどめられている。この間、国防費はG N Pの6%と設定され、前年比2割強の増加。

◇香港、預金取入れ会社協会が発足

香港では10月2日、預金取入れ会社協会(The Hong Kong Deposit Taking Company association)が発足した。

同協会は、近年急増をみている預金取入れ会社との接触の場を設けたいという政府の強い意向から任意加入団体として設立されたもの。10月8日に開催された第1回理事会(注)では、活動の基本方針として、免許D T C分化等最近の環境変化がもたらす諸問題の解決に取組むこと、および政府との連絡を密にしていくこと等が確認された。

同協会への参加者は発足時現在、全D T C 348社中297社となっているが、近々320社程度となる見込み。

(注) 同協会の運営に当る理事会メンバーには、10月2日の理事選挙において邦銀系2社を含む15社が選出された。

◇タイ中央銀行、バーツ安定化政策を実施

タイ中央銀行は、バーツの対米ドル・レートを安定させることによって外資流入を促進するため、為替先物市場への介入を決定、9月16日から実施した。同措置の概要は次のとおり。

- (1) タイ中央銀行為替平衡基金(Exchange Equalization Fund)は、市中金融機関が、バーツと交換するため米ドルを持込んだ場合、その時点で当日の売レートにより3ヶ月先物の米ドルを売渡すスワップ協定を締結する。
- (2) 同措置に基づく米ドル受け入れは9月16日から本年末までとし、また米ドル売戻しは82年3月末までとする。

同措置につき、大蔵次官は、「7月のバーツの対米ドル・レート切下げ(8.7%)以降、バーツの先行きに不安がもたれ、直近スプレッドが拡大したため、金融界、産業界とも外資導入意欲が減退していた。そこで、再切下げは行わないとの政府の姿勢を明示することによってバーツの信認を回復し、それによって外資の流入を促すとともに金融市場の逼迫を回避することとした」と述べている。

◇タイ、第5次経済社会開発5か年計画を実施

タイ政府は、9月15日、第5次経済社会開発5か年計画(81/10月～86/9月)を閣議了承、10月から実施した。

本計画では、これまでの経済成長重視政策に代わり、経済部門間の不均衡は正、調和のとれた経済成長に重点が置かれており、計画期間中の年平均実質成長率は第4次計画(実績見込み7.2%)を下回る6.5%に抑えられている。また、農業面では貧困解消を目指した農村地域の重点開発、工業面では輸出振興のための加工産業の育成等が主要目標に据えられている。同計画の概要は次のとおり。

(1) 経済・金融の安定化

財政収支、国際収支の不均衡を縮小(予算赤字の対GDP比率前回計画実績見込み2.7%→今次計画1.1%、貿易赤字の対GDP比率同7.6%→5.7%)し、これによりインフレの克服、調和のとれた成長を目指す。

(2) 後進地域での貧困の解消

東北部等貧困農村地域の開発を重点的に実施して、都市部と農村部の経済的不均衡を是正する。また、これら地域への経済資源の供給や行政サービスを強化する。

(3) 農業・工業の生産性向上

農業、工業両面にわたり、生産性向上を図るために構造改善を推進する。これにより、農業部門の成長率を前回計画(実績見込み)の3.4%から4.5%へ引上げる計画。一方、工業面では、輸出加工産業を振興し、シンガポール、韓国等中進工業国への輸出手先への蚕食を図ることによって、輸出数量の伸びを11.3%(前回計画実績見込み10.5%)へ引上げる見通し。もっとも、国際収支面での制約から国内の需要は抑制気味とならざるを得ず、工業全体の成長率はやや鈍化(前回計画実績

第5次経済社会開発5か年計画の概要

	単位	第4次 計 画 実 績 見 込 み	第5次 計 画 目 標
実質GDP成長率	年率・%	7.2	6.5
うち農業部門	〃	3.4	4.5
工業部門	〃	9.1	7.5
鉱業部門 (含む、天然ガス)	〃	12.6	16.4
輸出*	〃	10.5	11.3
輸入*	〃	9.5	7.3
貿易収支	億バーツ	△451	△743
貿易収支/GDP	%	7.6	5.7

* 数量ベース。

見込み9.1%→今次計画7.5%)。

(4) 資金調達

本計画では、上記目標達成のため、第4次計画実績の2.5倍に当たる7,888億バーツの投資を予定。この財源の81%を国内で、残りを海外(援助を含む)で調達する計画。

共産圏諸国

◇ソ連、1981年上半期の貿易実績を発表

ソ連外國貿易省は、このほど81年上半期の貿易実績を発表した。これによれば、輸出は対西側向け石油・天然ガスの伸び悩みを映じて前年比+14.8%(前年同+21.6%)となったのに対し、輸入は穀物・開発資機材を中心に2年連続の高伸(前年比+21.8%<前年同+21.7%>)となった。このため貿易収支じりは13.0億ルーブル(17.5億ドル)と76年以来の赤字となった(前年2.6億ルーブル<4.0億ドル>の黒字)。主要地域別貿易動向の特徴点は次のとおり。

(1) 対コメコン諸国……輸出は、ポーランド向け経済援助を主因に前年比+17.7%と前年(前年同+9.4%)を上回る伸びとなった。一方、輸入は対ポーランド輸入の減少を映じて前年比+7.0%(前年同+12.9%)の伸びにとどまった。

ソ連の貿易動向

(単位・百万ルーブル、〈〉カッコ内 百万ドル)
(公定為替レート換算)、カッコ内 前年比・%)

		1980年	うち 1～6月	1981年 1～6月
対 コ メ コン 諸 国	輸 出	24,339 (12.1)	11,861 (9.4)	13,966 (17.7)
	輸 入	21,438 (7.4)	11,535 (12.9)	12,340 (7.0)
	収 支 尻	2,901	326	1,626
対 西 側 諸 国	輸 出	22,732 (20.9)	10,047 (36.3)	11,159 (11.1)
	輸 入	20,813 (26.8)	10,453 (33.0)	13,994 (33.9)
	収 支 尻	1,919 < 2,960>	△ 406 <△ 631>	△ 2,835 <△ 3,805>
その 他 と も 合 計	輸 出	49,656 (17.0)	23,105 (21.6)	26,527 (14.8)
	収 入	44,465 (17.4)	22,848 (21.7)	27,828 (21.8)
	収 支 尻	5,191 < 8,006>	257 < 399>	△ 1,301 <△ 1,746>

(2) 対西側諸国……輸出は石油・天然ガスの伸び悩みから前年比 +11.1% (前年同 +36.3%) と低調。輸入は穀物、シベリア開発関連資機材等の購入増により前年比 +33.9% (前年同 +33.0%) の増大。

◇ソ連、公定小売価格を一部改定

ソ連国家計画委員会は9月15日、54年7月以来据置してきた小売価格を一部改定した。その概要、背景等は次のとおり。

1. 価格改定の概要

- (1) 値上げ品目……ガソリン(1リットル20カペイカ <63円>→同40カペイカ<127円>)、酒、たばこ(+17~27%)、貴金属、毛皮等奢侈品(+25~30%)。
- (2) 値下げ品目……繊維製品、化粧品、薬品、一部家庭用品(値下げ率12~37%)。

2. その背景

まずガソリン価格の引上げについては、採掘条件の悪化や賃金改定等生産コストの上昇分を価格に反映させる

ことに加え、国内消費の抑制・輸出増による外貨獲得をねらったものと伝えられている。酒、たばこ値上げについては消費量の制限を目的としている。一方、繊維製品、家庭用品等の値下げについては、国民生活向上を重視している今次5ヵ年(81~85年)計画の路線にかんがみ、上記値上げの国民生活面への影響を緩和するためとられたもの。

◇ハンガリー、為替レートを一本化

ハンガリー政府は10月1日、同国通貨の商業為替レートと旅行者為替レートの一本化を発表、1米ドル=35フオリントで即日実施した。為替レートは今後一週間ごとに見直され、必要に応じて変更されていく予定。

価格メカニズムの導入と対面貿易の拡大を推進している同国では、近い将来同国通貨の交換性を回復し、国内価格を国外価格にリンクさせることをめざしている。

同国当局によれば、今回措置はそのための第一歩とされている。